

障害者虐待防止・権利擁護研修

～障害者虐待防止に向けた取り組み～

沖縄県社会福祉士会 理事 大城篤志

令和6年12月20日

「管理者・設置者コース（施設入所・共同生活援助）」

障害者虐待の背景と経緯

- あまり問題とされていなかっただけで、障害者施設での体罰は以前は当たり前のようであった。
- 世間一般でも、しつけや指導と称し、親から子への虐待、先生や部活顧問の体罰もよくあった時代であった。
- 人権をめぐる状況が今とはかなり違う。
- 問題にされるようになったのは1990年代後半。様々な虐待事件が明るみに出た。

障害者虐待防止法の意義

水戸アカス事件 1996年

- ・ 約30人の知的障害者が働く段ボール加工工場
- ・ 体罰（殴る、蹴る、食事を与えない）
- ・ 従業員寮で社長による性的暴行
- ・ 詐欺罪（補助金不正受給）で社長逮捕、有罪
- ・ 性虐待は約20件告訴されたが、いずれも不起訴
- ・ 民事訴訟では性暴力を認定
- ・ ドラマ「聖者の行進」のモデル



障害者虐待防止法の意義

白河育成園事件 1997年

- ・ 80年代半ばに建てられた、知的障害者の「都外施設」
- ・ 定員30人のうち27人が東京の障害者
- ・ 体罰、向精神薬・睡眠薬の過剰使用が常態化
- ・ 虐待が発覚し、施設閉鎖へ
- ・ 良心の呵責に苛まれた職員が親へ報告し明るみになった事件。
- ・ わが子を守れない保護者の心情



障害者虐待防止法の意義

被害のあった多くの障害者は、判断能力にハンディがありSOSを訴えられず、訴えても相手にされない

家族らも虐待に気付いていながら、障害のあるわが子を「預かってもらっている」という負い目、他に行き場のない恐怖から沈黙を強いられた

なかには「こんな可哀想な子、預かってもらえるだけでもありがたい、少々ぶたれたっていいんです」という親。

目の前でわが子が殴られて泣いているのに止められない親。

障害者虐待防止法の意義

わが子が殴られて、泣いているのに悔しくない親がいるのでしょうか？

警察や行政にも取り合ってもらえず、障害のある子を産んだことで親戚から責められ、社会の中で偏見にさらされる親も多くいた。

家庭での親（擁護者）から子への虐待。親自身も障害・疾患・生活困窮・・・様々な課題を抱えている。

この法律が虐待防止だけでなく、擁護者に対する支援が求められているのは様々な意味がある。

障害者虐待防止法の意義

現場の職員にとっても支援の側面があります。

自傷・他害・パニックにどう対処していいかわからず、戸惑いや不安全感を抱いている職員は多い

以前は暴れたり、言うことを聞かない利用者さんを力で押さえつけることができた職員が一目置かれていた。そして今もそうした職員が影響力を持っている現状がある

先輩や上司が作ってきた暗黙のルールに支配され、同調圧力の強い職場で声を上げられぬ多くの職員が存在する。(白河育成園は職員の内部告発から発覚)

障害者虐待防止法の意義

- 声をあげることの出来ない当事者・家族を救う。
- 職員の良心を守り、よりよい支援を追求できるようにする。

虐待防止法

- 児童虐待防止法 2000年
- 高齢者虐待防止法 2005年
- 障害者虐待防止法 2011年

障害者虐待防止法の概要

法の意義

- ・虐待「**防止**」のための法律
- ・「家庭」「施設」「職場」での虐待に通報義務
- ・養護者の支援
- ・「学校」「保育所」「医療機関」での虐待防止措置

法の目的

障害者に対する虐待が**障害者の尊厳**を害するものであり、障害者の**自立及び社会参加**にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の**権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

障害者虐待防止法の概要

障害者の定義

- ・「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
- ・ 障害者手帳を取得していない場合も含まれる
- ・ 18歳未満の者も含まれる(養護者虐待の通報や通用に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用)

「障害者虐待」の定義

- ・ 家庭=養護者（家族・親族・同居人等）による障害者虐待
- ・ 施設=障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ・ 職場=使用者（障害者を雇用する事業主等）による障害者虐待

※使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず、障害者虐待防止法が適用

障害者虐待防止法の概要

障害者虐待の種類

- ・ 身体的虐待：殴る、ける、しばりつける、戸外へ締め出す、部屋に閉じ込める・・・
- ・ 性的虐待：性行為の強要、わいせつな映像などを見せる・・・（被虐待者の性別は問わない）
- ・ 心理的虐待：「そんなことすると外出させない」などの脅迫。「何度言ったらわかるの？」など心を傷つけることを繰り返す。子どもあつかい、他の利用者と差別的な扱いをする・・・
- ・ ネグレクト(放棄・放置)：自己決定だからと放置。話しかけられても無視する、拒否的な態度でしめす。職員の不注意による怪我。失禁などの放置
- ・ 経済的虐待：年金等の流用や財産の不適切な処分

通報義務

障害者福祉従事者等による障害者虐待を**受けたと思われる**障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない

※障害者福祉施設従事者は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない(不適切な対応をする法人があり、職員を委縮させる要因となっている)

障害者虐待防止法の概要

学校・保育所等・医療機関における障害者に対する虐待

- ・ 学校における障害者への虐待
市町村・都道府県教育委員会、教育センター等
- ・ 保育所等における障害者への虐待
市町村・都道府県の保育課、子育て支援課など
- ・ 医療機関における障害者への虐待
都道府県の医務課、医療課など

虐待行為に対する刑事罰

- ・ 身体的虐待：殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
- ・ 性的虐待：強制わいせつ罪、強制性交罪、準強制わいせつ罪、準強制性交罪
- ・ 心理的虐待：脅迫罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪
- ・ ネグレクト：保護責任者遺棄罪
- ・ 経済的虐待：窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪(※親族相当例に注意)

障害者総合支援法との関連

運営規定 (指定基準第31条 8項より)

・虐待の防止のための措置に関する事項

解釈通知

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施
- オ 基準40条の2 第1項の「虐待の防止ための対策を支援する委員会」の設置等に関すること

障害者総合支援法との関連

虐待防止委員会設置（指定基準第40条の2より） ※令和4年度より義務化

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図ること
- ②従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくこと

虐待防止委員会の主な役割

- ① 虐待防止のための計画作り
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング
- ③ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

障害者総合支援法との関連

身体拘束適正化委員会（指定基準第35条の2）

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について周知徹底を図ること
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

身体拘束適正化委員会の主な役割 ※虐待防止委員会と一体的な運用も可

- ① 切迫性・非代替性・一時性の組織的な検証
- ② 身体拘束にたいする指針整備及び指針の徹底
- ③ 職員への研修実施し知識の普及・啓発を図る

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です

★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」 第48条（身体拘束等の禁止）＜緊急やむを得ない場合を除く＞

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

やむを得ず身体拘束を行うときの最低要件

- 1) **切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2) **非代替性**：身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 3) **一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

◎上記要件をすべて満たすことが最低要件になります。

また、要件を満たしても拘束の**免罪符**になるわけではありません。

「誰の為」「何のため」「他に方法はないのか？」を常に考え、疑問を持ちながら廃止に向けた取り組みを行うことが大切。

緊急やむを得ず身体拘束をする場合のルール・手続き

★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」 第48条2

(1) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

※個別支援会議による慎重な検討・決定。個別支援計画への身体拘束の態様及び時間、やむを得ない理由を記載すること！

(2) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

※中立的・客観的な視点が必要。家族の心情等を考慮する。

(3) 行政への相談、報告

事業所で抱え込まず、関係機関との連携を通じアドバイスや情報を得る。支援困難な事例に取り組んでいる実態を知ってもらう良い機会となる。

(4) 必要な事項の記録(態様・時間・対象者の心身の状況等)

・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

身体拘束・・・記録について

- ・身体拘束時の記録はすでに義務化されています。
- ・記録の様式は様々。個別支援計画への記載と共に日々の支援（ケース）記録への記載が必要。
- ・時間、態様、様子（心身への影響、解消に向けた観察等）を記録
- ・決められたモニタリング期間を待たず、できるだけ短期間で廃止できるように、ケース会議などでの早い振り返りが良いかと思います。
- ・記録がなければ、身体拘束廃止未実施減算（5単位／日）が適応。監査でも指摘。

（現在は委員会の設置・指針の整備・研修の実施もされていなければ減算対象）

身体拘束としての行動制限について ～行動障害を持った方への支援～

- ・ 拘りやパニックによる自傷・他害行為から守るための身体拘束や隔離。
- ・ 行動制限をする必要があっても、範囲は最小限にしなければならない。
- ・ 漫然と行動制限をすることが日常化してしまい、虐待を続けている状態に陥る
- ・ 行動障害に対する知識や支援技術（強度行動障害支援者養成研修など）を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要がある。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ・ **組織による決定と個別支援計画への記載**

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス 管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責 任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の 原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方 針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために 行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を 検討することが重要です。

- ・ **本人家族への十分な説明**

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

- ・ **必要な事項の記録**

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

やむを身体拘束に関する説明書・経過観察記録（参考例）

(身体拘束に関する説明書・経過観察記録(参考例))

『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001年）

【記錄1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○○○○様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。

10/2

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者

印

記錄者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名

印

(本人との関係)

)

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○○○○様

[illegible]

個別支援計画への記載例

落ち着いて過ごしたい	落ち着いて過ごせるよう、環境設定を行う + 評価	落ち着いて過ごしたい + 評価 + 追加	[その他] ・座席の位置を配慮する（窓側にならないように） ・行動の前後を観察し、行動の背景を分析し、行動制限以外の方法を探る ・3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす場合は行動制限を行う ・前に立ち休で止める、両手で抑えるなどを行い、本人や他の人に危険が及ばないように配慮する（6ヶ月） サービス管理責任者 生活支援員 + 評価
------------	-----------------------------	----------------------------	---

個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けて取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。

個身体拘束の3要件に該当しなくなったら すぐに解除

- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、再検討し、3要件に該当しなくなったら、直ちに拘束を解除します。
- この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要とされています。

改正 精神保健福祉法の概要

改正精神保健福祉法の概要①

法改正後の第1条

(この法律の目的)

第1条 この法律は、**障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ**、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

※ 令和4年の法改正により、精神保健福祉法（正式名称は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」）の法目的として、**精神障害者の権利擁護を図ることが明確化**された。（令和4年12月16日施行）

精神保健福祉法における虐待防止・権利擁護について

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課権利擁護支援専門官

岡本 秀行 資料

改正精神保健福祉法の概要②

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き（法第33条）

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
 - 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
 - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意）
- ※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）

精神保健福祉法における虐待防止・権利擁護について

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課権利擁護支援専門官

岡本 秀行 氏 資料

改正 精神保健福祉法の概要

改正精神保健福祉法の概要③

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

- 入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合（家族等がその旨を明示していることが必要）についても、市町村長同意の依頼をすることができる（法第33条第2項）。

入院者訪問支援事業（法第35条の2）

- 都道府県及び指定都市は、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。
- 都道府県及び指定都市が、訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業・訪問支援員等の研修を開始。

精神保健福祉法における虐待防止・権利擁護について

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課権利擁護支援専門官

岡本 秀行 氏 資料

改正 精神保健福祉法の概要

改正精神保健福祉法の概要④

精神保健福祉法改正に伴う、精神科医療機関における虐待防止施策（１）

- 令和４年精神保健福祉法改正では、精神科病院の管理者に対する虐待防止措置義務や、精神科病院における業務従事者による障害者虐待を発見した者の都道府県への通報義務等に関する規定が創設された。精神保健福祉法第四十条の二は、精神科病院の管理者に対する虐待防止措置について定めたものである。

	障害者虐待防止法第三十一条	改正精神保健福祉法 第四十条の二 (令和６年４月１日施行)
虐待の防止等	<u>医療機関の管理者</u>は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。	<u>病院の管理者</u>は、虐待防止のための研修や普及啓発を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要がある、指定医はそれに協力しなければならない。 ２ 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者において、前項の規定による措置が円滑かつ確実に実施されるように協力しなければならない。

精神保健福祉法における虐待防止・権利擁護について

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課権利擁護支援専門官

岡本 秀行 氏 資料

改正 精神保健福祉法の概要

改正精神保健福祉法の概要④

精神保健福祉法改正に伴う、精神科医療機関における虐待防止施策（２）

	改正精神保健福祉法（令和６年４月１日施行）
障害者虐待に係る通報等	・ 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが<u>都道府県</u>に通報しなければならない。 ・ 業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。 （精神保健福祉法第四十条の三）
報告徴収等	通報を受け、 <u>都道府県</u> が必要と判断した場合、実地監査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることができる。 （精神保健福祉法第四十条の五）
改善命令等	<u>都道府県知事</u> は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。また、改善計画や必要な措置を命じることができる。 （精神保健福祉法第四十条の六）
公表	<u>都道府県知事</u> は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。 （精神保健福祉法第四十条の七）
調査及び研究	<u>国</u> は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行う。 （精神保健福祉法第四十条の八）

精神保健福祉法における虐待防止・権利擁護について

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課権利擁護支援専門官

岡本 秀行 氏 資料

第1 精神科病院における業務従事者による障害者の虐待等の定義について

（1）精神科病院における業務従事者による障害者虐待

この事務処理要領において、精神科病院における業務従事者による障害者虐待（以下「虐待」という。）とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第40条の3第1項に基づき、当該精神科病院において入院医療を受ける精神障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいい、具体的には（2）に定めるとおりとする。

- ① 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第7項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当すること。
- ② 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第2条第7項第1号から第3号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

（2）虐待行為の分類について（1）の虐待とは次のいずれかに該当する行為とする。

- ① **身体的虐待**：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること（障害者虐待防止法第2条第7項第1号）
- ② **性的虐待**：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること（障害者虐待防止法第2条第7項第2号）
- ③ **心理的虐待**：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（障害者虐待防止法第2条第7項第3号）
- ④ **放棄・放置**：精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること（法第40条の3第1項第2号）
- ⑤ **経済的虐待**：精神障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者虐待防止法第2条第7項第5号）

「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」（令和5年11月27日障発1127第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）②

第2 都道府県の虐待対応窓口の設置、運用について

（4）精神障害者虐待事実確認チェックシート（通報時評価）の作成（略）

特に、様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート」の太字・下線で示している項目に該当する場合等、通報時点において虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等は緊急保護等の検討が必要となるため、「精神科病院に対する指導監督の徹底について」（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）に基づき、第3の担当部局会議の招集を行わず、予告期間なしに実地指導を行うこと（第4を参照）を検討すること。

（参考）様式2の「各虐待事項の例示」の太字・下線で示している項目

身体的虐待：身体の内臓の部位に外傷、骨折、火傷、あざ等がある

殴る、ける、つねるなどの暴力行為が行われている

放置・放棄：食事や水分を十分に提供しない等により、著しい体重の増減、やせすぎが見られるにもかかわらず、適切な介入が行われていない

皮膚の潰瘍や褥瘡が悪化しているにもかかわらず、適切なケアが行われていない

性的虐待：性行為・わいせつな行為を強要されている

性的な嫌がらせ（裸にされる、キスをされる等）や、はずかしめを受けている

（参考）「「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について」（令和5年11月27日障発1127第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

3 実地指導等の実施方法について

（2）実地指導の方法について

イ 法律上適正を欠く等の疑いのある精神科病院に対して実地指導を行う場合には、最長でも1週間から10日間の予告期間をもって行うこととするが、虐待防止対策事務取扱要領第2の（4）後段に該当する場合など、入院中の者に対する虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等については予告期間なしに実施できること。

常にここに戻る

法の目的

障害者に対する虐待が**障害者の尊厳**を害するものであり、障害者の**自立及び社会参加**にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の**権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

尊厳とは何か

憲法13条(個人の尊厳)

- ・ すべての人は、個人として尊重される
- ・ 幸福追求権

1人の人として「尊重」しているか
本人の幸福追求を支援しているか

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

障害者虐待防止法

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

→虐待を受けたのではないかという**疑い**を持った場合、事実の確認が出来なくても、法律上、速やかな**通報義務**が生じる

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

虐待の疑いを感じた職員には通報義務が生じる。

サービス管理責任者も、職員の相談内容から虐待の疑いを感じたら通報義務が生じる

管理者も職員やサービス管理責任者から虐待の疑いを感じたら通報義務が生じます。

→相談して、上司が通報するとなれば、現場スタッフが委縮するのではないか？

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

通報しないで済ませたら

- ・虐待がエスカレートする
- ・通報しなかったことがバレるので、より通報できなくなる
- ・良心的な職員は不信感を抱き辞めてしまう
- ・取り返しのつかない被害が起きてします
- ・行政と警察が介入する
- ・通報しなかったことは「悪質な隠蔽」とみなされ処分される

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

通報はすべての人を救う

- ・ 利用者の被害を最小限で食い止めることが出来る
- ・ 職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限にとどめることができる
- ・ 理事長や施設長など責任者への処分、民事責任、道徳的責任を最小限にとどめることが出来る
- ・ 施設、法人に対する行政責任、民事責任、道徳的責任を最小限にとどめることができる。

入所施設・共同生活援助における虐待防止について

○通所事業であれば、本人に不利益があった際に「行きたくない」という欠席で意思表示ができる。

○保証人の問題や障害を持っていることで、一般の賃貸物件への入居はハードルが高い当事者の方もいる

○もし、不平や不満を言えば「追い出されるのではないか??」という心理的な圧力がかかり、言い出せない可能性もある（家族も同様に）

○日中の時間帯以外のケアについては外部の目が入りづらいことも想定される。

○サビ管等が夜間の支援内容について十分に把握、助言等できている必要がある。

○プライベート空間も含む生活の場であるが、閉鎖的にならず家族や関係者等の外部の意見を積極的に取り入れることに加え、支援者の権利擁護の意識の醸成が重要となってくる。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化 に向けた体制整備等の取組事例集

事例集：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>

令和 3 年度障害者総合福祉推進事業

「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」
(PwCコンサルティング)

まとめ

- 障害者虐待防止法は、罰することが目的ではなく、利用者を救う、迷っている家族・支援者を救うため
- 権利擁護の**感度**が高く、話し合える組織かどうか
が重要
- 虐待通報は利用者・施設従事者・施設自体のすべてを守るために行うものと再定義すること